

## 鳥取市小規模土地改良事業（資材支給）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、地区の住民が共同して行う農業生産基盤、及び農村公園の維持管理活動を促進するため、施設補修等に係る資材の支給（以下「資材支給」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「農業生産基盤」農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設をいう。
- (2) 「農村公園」農村総合整備モデルなどの補助事業公園、又は土地改良事業により整備された公園をいう。

### （採択基準等）

第3条 資材支給は、次に掲げる基準のいずれにも適合する農業生産基盤、又は農村公園の補修等工事を行う地区を代表する者（以下「区長等」という。）に対して、予算の範囲内で実施する。

- (1) 鳥取市農業振興地域を施工区域とするものであること。
- (2) 資材支給の対象となる施設等は、原則として受益者数が2以上であること。ただし、次に掲げる者が受益者となる場合を除く。
  - ア 認定農業者、又は新規就農者
  - イ 地域計画又は人・農地プランに位置付けられた担い手農業者
- (3) 支給する回数は、原則同一年度に1地区1回とし、支給する資材の額が20万円以内であること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用若しくは準用を受ける河川施設、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路施設に係るものでないこと。
- (5) 他の補助事業で実施が計画されていない施設であること。

### （申請）

第4条 資材支給を受けようとする区長等は、小規模土地改良事業（資材支給）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （支給決定）

第5条 市長は前条による申請書の提出を受けたときは、その内容、実態等を審査し、必要と認めたときは、原則として申請を受けた日から起算して20日以内に支給決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(工事完了届)

第6条 資材支給を受けた区長等は、年度内に資材支給に係る工事を完了し、工事完了後10日以内に工事完了届(様式第3号)に施工後の現場写真をはり付けて市長に提出しなければならない。

(完了確認)

第7条 市長は前条の規定により提出された完了届を受理したときは、補修等の内容を確認しなければならない。

(支給の取消し)

第8条 市長は、資材支給を受けた区長等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資材支給の決定の取り消すものとする。

- (1) 申請した目的以外に支給された資材を使用したとき。
- (2) 資材の支給を受けた年度内に工事を行わなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により資材の支給を受けたとき。
- (4) 申請者より工事中止届(様式第4号)提出があったとき。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により資材支給の決定を取り消された区長等に対して、支給された資材に相当する金額の全部又は一部の返還を返還命令書(様式第5号)により命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 小規模土地改良事業（資材支給）申請書

年 月 日

鳥 取 市 長 様

申請者 住 所 鳥取市

氏 名  
連絡先

下記の工事を施工したいので、鳥取市小規模土地改良事業（資材支給）実施要綱第4条の規定により資材の支給を申請します。

工事場所	地内	住宅地内	以東・以西 P
受益面積	h a	受益者数注4	
工事内容	工 種		
	延長	L =	m
	幅	W =	m
	高さ	H =	m
*その他の内訳 ( )			
支給資材  ※打合せ用 ですので、 鉛筆で記入 してください。	資材名	支給数量	規 格 及 び 内 訳
	生コン	m <sup>3</sup>	
	砕 石	m <sup>3</sup>	
	U字溝	本	
	真砂土	m <sup>3</sup>	
その他	施工予定時期 年 月 日～ 年 月 日		
担当者	電話 番号	昼	: ~ : Tel —
		夜	: ~ : Tel —
			起案者

注1 支給資材の大きさに希望がある場合は、その製品の寸法（長さ・幅・高さ）等を記入すること。

2 工事場所を赤で記入し、及び資材運搬場所に面している道路の幅員を記入した現場略図を添付すること。

3 施工前の現場写真を添付すること。

4 受益者が2者未満の場合は、認定農業者等の名称を記入する。

様式第2号（第5条関係）

## 支給決定通知書

第 年 月 日 号

（申請者）様

鳥取市長

年 月 日に申請のあった資材の支給について、下記のとおり支給を決定したので通知します。

工事場所	地内		
工事内容 (注1)	工 種		
支給資材	資材名	支給数量	規 格 及 び 内 訳
	生コン	m <sup>3</sup>	
	砕 石	m <sup>3</sup>	
	U字溝	本	
	真砂土	m <sup>3</sup>	
	資材金額 (注2)	円	

(注1) 工事内容には地元が行う施工内容の概要を記入のこと。

(注2) 資材金額には支給する資材の総額を記載すること。支給資材が複数ある場合はその合計額を記載すること。

様式第3号（第6条関係）

# 工 事 完 了 届

年 月 日

鳥 取 市 長 様

申請者 住 所 鳥取市

氏 名

連絡先

下記の工事を完了したので、鳥取市小規模土地改良事業（資材支給）実施要綱第6条の規定により届け出ます。

工事場所	地内	工 種
工事完了写真		

					起案者

様式第4号（第8条関係）

## 工 事 中 止 届

年 月 日

鳥 取 市 長 様

申請者 住 所 鳥取市

氏 名

連絡先

年 月 日付け受農整第 号をもって支給決定のあった工事について、下記の理由により中止したいので、鳥取市小規模土地改良事業（資材支給）実施要綱第8条の規定により届け出ます。

工事場所	地内	工 種			
工事を中止する理由					
					起案者

様式第5号（第9条関係）

# 返 還 命 令 書

第 年 月 日 号

（ 申 請 者 ） 様

鳥取市長

㊟

年 月 日に届出のあった工事中止に伴い、鳥取市小規模土地改良事業（資材支給）実施要綱第9条の規定により下記のとおり返還を命ずる。

## 記

- 1 返還すべき額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還の対象となる資材とその資材に相当する金額

資材名	数量	金額